

令和6年度農産物等海外販路開拓支援事業の募集について

令和6年5月7日
福島県農林企画課

福島県では、県産農林水産物等の海外販路拡大と輸出環境整備を通じて、海外における県産農林水産物の風評払拭、輸出拡大を図ることを目的に、農林漁業者の組織する団体等の取組みを支援するため、下記の事業を実施します。

事業名	農産物等海外販路開拓支援事業
募集期間	令和6年5月7日（火）～令和6年9月24日（火）17時終了予定 ※年5回（予定）の募集を行い、審査、交付決定します。 ※状況により、早期に募集を終了する場合や追加で募集を行う場合があります。
対象者	<u>県内に主たる事務所を置く農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間団体等のうち、県産農林水産物、または県産農林水産物を活用した加工品の海外輸出に関する活動を行うもの</u> ※民間団体等には、特定非営利法人、事業協同組合、企業組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等が含まれます。
対象事業	<u>(1) 海外販路拡大</u> 海外での商談会等のイベント、海外百貨店等における出品や販売促進、海外における個別商談及び市場調査、海外輸出のための情報収集等 <u>(2) 輸出環境整備</u> 輸出対象国（地域）が求める検疫等の条件への対応（証明書取得、検疫官の招へい、輸送試験及び保存試験等）、海外バイヤーの招へい等
補助額	<u>(1) 海外販路拡大</u> 民間団体---150万円以内 県域等農業団体---300万円以内 （ただし、補助対象経費の3/4以内） <u>(2) 輸出環境整備</u> 民間団体---150万円以内 県域等農業団体---300万円以内
応募方法	所定の事業実施計画承認申請書、事業実施計画書等に必要事項を記入の上、添付資料を添えて福島県農林企画課まで提出してください。 ※提出書類の様式等は福島県農林企画課ウェブサイトからダウンロードできます。 ※円滑な審査の実施ため、担当者と事前に相談の上、申請書類等の提出をお願いします。
審査の視点	事業の趣旨、計画の的確性・実現可能性、経済波及性、将来性、先駆性・モデル性等の観点から総合的に判断します。
留意点	詳しくは「農産物等海外販路開拓支援事業実施要領」、「令和6年度福島県農産物等海外販路開拓支援事業公募要領」等をご覧ください。

◆応募・問い合わせ先

福島県農林企画課（担当：松井・鈴木）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎9階）

電話 024-521-8027

メール kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp